

香川県病院局企業職員就業規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平川方久

香川県病院局管理規程第10号

香川県病院局企業職員就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、病院局に勤務する企業職員（以下「職員」という。）の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第2条 職員は、職務の公共性と企業の経済性を認識し、公共の利益のために民主的かつ能率的な職務の遂行に専念しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務については、香川県職員服務規程（昭和36年香川県訓令第3号）の適用を受ける職員の例による。

(1週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

3 管理者は、職務の特殊性又は病院等（県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所をいう。以下同じ。）の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤

務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は病院等の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようにして週休日を設ける場合は、この限りでない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

（週休日の振替等）

第6条 管理者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 管理者は、週休日の振替（前項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 管理者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（宿日直勤務）

第7条 管理者は、労働基準監督署長の許可を受けて、第3条から前条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時

間において職員に次に掲げる断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- (1) 病院において入院患者の病状の急変等に対処するために医師又は歯科医師の行う当直勤務
- (2) 病院において救急の外来患者等に対する看護業務のために看護師又は准看護師の行う当直勤務
- (3) その他管理者が必要と認める勤務

2 管理者は、次に掲げる日又は国の行事の行われる日で管理者が指定する日の正規の勤務時間において、職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
(その他の勤務時間等)

第8条 第3条から前条までに定めるものほか、職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

（育児休業）

第9条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の定めるところにより、育児休業をすることができる。
(部分休業)

第10条 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

2 職員の部分休業については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の規定の全部の適用を受ける職員の例による。
(分限、懲戒及び解雇の基準)

第11条 職員は、次条、第14条及び第16条の規定によるほか、その意に反して、分限、懲戒又は解雇の処分を受けることがない。
(分限)

第12条 職員が地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
2 職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。
(分限の手続及び効果)

第13条 分限の手續及び効果は、職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の定めるところによる。

(懲戒)

第14条 職員が地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当するときは、これに対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

(懲戒の手続及び効果)

第15条 懲戒の手續及び効果は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年香川県条例第29号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、減給は、労働基準法第91条に規定する範囲内の額を給与から減じて行う。

(解雇)

第16条 職員が地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に違反する行為をしたときは、これを解雇することができる。

(臨時の任用職員及び非常勤職員の就業に関する事項)

第17条 臨時に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。